

合志市上下水道料金徴収等業務委託に関する公募型プロポーザル選定委員会要綱

令和 8 年(2026 年)8 月 25 日

(目的)

第 1 条 合志市上下水道料金徴収等業務委託（以下「委託」という。）の実施に関し、公募型プロポーザル方式（受託を希望する民間事業者を公示により募り、その技術力や経済性等を総合的に評価するための技術提案書の提出等を求め、その審査によって受託候補者の選定を行う方式をいう。以下同じ。）を適正かつ公正に行うため、合志市上下水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 提案書等の審査及び受託予定者の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委託に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者により組織する。

- (1) 水道局長
- (2) 水道課長
- (3) 下水道課長
- (4) 総務課長
- (5) 財政課長
- (6) 企画課長
- (7) 水道課長補佐（水道班長）
- (8) 下水道課長補佐（下水道班長）

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長および副委員長を各 1 名置く。

- 2 委員長は水道局長を、副委員長は水道課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたとき、委員長の職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、第2条に掲げる事務を行うため必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査結果の公表)

第7条 審査結果は、審査の公平性、透明性及び客観性を保持するため、原則として公表するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、水道局水道課水道班において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年8月25日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う